



TIPLO News

2022 年 11 月号(J279)

このニュースレターは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースレターだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト www.tiplo.com.tw もぜひご活用ください。

今月のトピックス

- 01 「専利法施行細則」第 67 条と第 80 条の改正を公告
- 02 「知的財産及び商事裁判所組織法」一部条文改正案と「知的財産事件審理法」改正案が行政院を通過
- 03 台米間初の自動運転システム提携案件、ARTC と米 OPTIMAL が合併で優車智能を設立
- 04 台米企業が 7 項目の提携覚書に署名、5G と再生可能エネルギーの商機を共に開拓

台湾知的財産権関連判決例

- 01 専利権関連
特許権侵害で訴えられた AvanStrate が勝訴

今月のトピックス

J221021Y1

01 「専利法施行細則」第 67 条と第 80 条の改正を公告

知的財産局は、経済部が 2022 年 10 月 20 日付けで「専利法施行細則」第 67 条と第 80 条の改正を公布したと公告した。改正の重点は次の通り。

一、専利権者（特許権者、実用新案権者、意匠権者）と質権者双方の権益を守ることを前提として、規制を緩和して、質権登記（質権設定の登録）を簡素化し、専利証書（特許証、実用新案登録証、意匠登録証）の提出を不要とした。

二、専利権者の実務上のニーズに応じて、「専利証書の記載事項の変更」を専利証書の再交付又は差換えの事由として追加した。専利主務官庁は専利証書の再交付又は差換えと同時に、元の専利証書の無効を公告する。（2022 年 10 月）

J220929Y9

02 「知的財産及び商事裁判所組織法」一部条文改正案と「知的財産事件審理法」改正案が行政院を通過

行政院はニューズレターで、知的財産事件を専門的で、適切かつ迅速に審理し、産業の国際競争力を高めるため、10 月 29 日の行政院院会（訳注：日本の閣議に相当）で司法院から提出されていた「知的財産及び商事裁判所組織法」一部条文改正案と「知的財産事件審理法」改正案を可決し、それら改正案は行政院と司法院の連名で立法院の審議に送られたと発表した。上記改正案の重点は以下の通り。

一、「知的財産及び商事裁判所組織法」一部条文改正案について

- (一) 知的財産及び商事裁判所の管轄事件を改正。（改正条文第 3 条）
- (二) 知的財産及び商事裁判所による事件審理は裁判官 3 人による合議制を原則とした上で、例外的に裁判官 1 人が単独で担当する場合を明確に規定。（改正条文第 6 条）
- (三) 知的財産法廷、商事法廷の裁判長の任命、裁判官の改任又は選抜の類別及びその審理事務の類別に係る制限を修正。（改正条文第 9 条、第 10 条及び第 15 条）
- (四) 商事調査官の任用に係る資格範囲を追加。（改正条文第 17 条）

二、「知的財産事件審理法」改正案について

- (一) 知的財産民事事件の審理手続きについて、「審理計画」、「査証」、「専門家証人」、「裁判所による第三者意見の募集」、弁護士強制代理の採用拡大に関する規定を新設するとともに、挙証の簡便化、営業秘密関連訴訟資料の保護等制度について修正。（改正条文第 18 条、第 19 条、第 28 条、第 29 条等）
- (二) 経済部が 2022 年 4 月 19 日付けで行政院に提出した「専利法」、「商標法」一部条文改正案に対応して、専利事件と商標事件の救済手続きについては現行の行政訴訟手続きを民事訴訟手続きの「対審制度」に変更し、

専利と商標の複審事件及び争議事件手続きに関連する規定を新設。(改正条文第 55 条、第 56 条及び第 58 条)

- (三) 営業秘密保護に対する外部の要望に応え、さらには専門的で、適切かつ迅速な結審を実現するため、営業秘密法第 13 条の 1 等違反に係る第一審刑事事件を、第一審知的財産法廷の審理に変更すること、国家安全法第 18 条第 2 項の規定に合わせて、国家コアテクノロジーを侵害した営業秘密事件の第一審刑事事件を第二審知的財産法廷での審理とすることが追加されている。(改正条文第 59 条)
- (四) 司法 IT 化の強化、裁判所審理効率の向上、裁判の不一致の回避、並びに実務上の争議の解決を推進するために、関連手続規定を新設、修正。(改正条文第 5 条、第 6 条、第 9 条、第 18 条、第 35 条、第 36 条、第 54 条、第 58 条、第 62 条、第 63 条及び第 71 条) (2022 年 9 月)

J221026Z5

03 台米間初の自動運転システム提携案件、ARTC と米 OPTIMAL が合併で優車智能を設立

経済部の協力の下、財団法人車両研究測試中心 (ARTC) は特許技術の現物出資を行うことで米国の OPTIMAL グループと合併で「優車智能股份有限公司 (OPTIMAL Intelligent Mobility、以下「優車智能」)」を設立し、2022 年 10 月 26 日に正式に営業を開始した。当初は北米市場に重点を置き、2023 年に認証作業を進め、2024 年には車両に搭載して北米で販売する。これは台湾の研究機関と米国による初の自動運転システム提携案件であり、台湾の自動運転産業チェーンに属する企業にとってビッグチャンスとなる。

米 OPTIMAL グループは 1986 年に設立され、米国のビッグスリー (フォード、GM、クライスラー) 専属の設計デザイン提携企業であり、また世界で初めて低床電動中型バスを開発した企業でもあり、電気自動車分野のリーディングカンパニーだといえる。OPTIMAL は既存の電気自動車をベースとして、適当な自動運転技術パートナーを探していたところ、ARTC から長年にわたり培ってきた自動運転技術の成果である自動運転レベル 3 の統合プログラムを提示され、OPTIMAL はこの技術に驚嘆したため、共同で優車智能を設立して、自動運転市場を開拓することを決めた。

ARTC は長年にわたって自動運転技術の研究開発を行っており、今回は車間距離制御装置 (ACC)、車線追従システム (LFS) を核心とする先進運転支援システム (ADAS) 関連特許技術 12 件を現物出資することで、OPTIMAL と優車智能を設立し、それらの技術と OPTIMAL-EV 電気自動車とを統合する。ARTC は米国市場を手始めに、台湾の自動運転技術が国際市場へ進出していくのに協力するとしている。(2022 年 10 月)

J221013Z8

04 台米企業が7項目の提携覚書に署名、5Gと再生可能エネルギーの商機を共に開拓

台湾企業である漢翔航空工業（Aerospace Industrial Development Corporation）、台湾電力（Taiwan Power Company）、雲達科技（Quanta Cloud Technology）、宏達国際電子（HTC Corporation）、稜研科技（TMY Technology）、鈺登科技（Edgecore Networks Corporation）が2022年10月13日に米国で、GE、Intel、RingCentral等米国企業と7項目の提携覚書に署名した。再生可能エネルギーや5G通信などの先進テクノロジー領域で商機を獲得することを目指している。

提携覚書のほとんどが炭素削減・再生可能エネルギーと5G通信に関連するものであり、再生可能エネルギーについては、米GEが漢翔、台湾電力とそれぞれ提携した。GEは漢翔が台湾で建設するガスタービン発電機の「メンテナンス現地化サービス」に協力し、台湾電力とは2050年ゼロカーボン達成の戦略パートナーシップを構築して、後続の提携関係をより深めていく。

5G通信については、台湾情報通信会社が有するハードウェア設計と製造における高い力量を、米国の得意とするソフトウェア、サービス及びブランドの強みと組み合わせ、台米企業で情報通信産業における堅牢な提携の基礎を築いていく。経済部は台米企業が双方の強みで補い合い、5Gサプライチェーンの多元化を促すとともに、台米企業が協力して国際5G及びブロードバンドインフラの商機を獲得するのに協力していくとしている。（2022年10月）

台湾知的財産権関連判決例

01 専利権関連

■ 判決分類：専利権

I 特許権侵害で訴えられたAvanStrateが勝訴

■ ハイライト

ガラス大手の米コーニング社は2019年に台湾の知的財産裁判所（現：知的財産及び商事裁判所）に対して、LCDガラス基板メーカーの安瀚視特股份有限公司（AvanStrate Taiwan Inc.）を相手取り特許権侵害訴訟を提起し、コーニング社の台湾における公告番号第570901号特許（以下「係争特許1」）を侵害し、当該特許によって保護されている製造工程でガラス基板を生産したと主張したほか、その後さらに証書番号第1246989号特許（以下「係争特許2」）を侵害したと訴えを追加した。

本件は知的財産及び商事裁判所にて2年余にわたって審理され、2021年11月26日に、原告の訴えを棄却し、執行宣言申立てを却下する判決が下された。

米コーニング社は、同社が初めて開発したフュージョン製造プロセスは厳密にコントロールされた専有の製法であり、この製造プロセスで生産されたガラス基板は欠陥がほぼなく、同時に薄くて可撓性と熱安定性、寸法安定性に優れる等の特性を有し、AvanStrateにコーニングのガラス板製造に関する特許権

を侵害する製造プロセスでガラスを生産することを排除するよう主張した。

AvanStrate社は本社を日本に置き、台湾と韓国に生産拠点を設置している。台湾の生産拠点は台南科技工業区（Tainan Technology Industrial Park）に位置し、5つの溶炉と、7本の加工ラインを有する。コーニングはAvanStrateの台湾におけるガラス基板製造プロセスが特許権を侵害していると主張した他、韓国ソウル中央地方裁判所に対しても特許権侵害訴訟を提起し、コーニングが韓国で保有している特許 KR101230754B1、KR101296484B1 及び KR100762054B1 をAvanStrate Korea Inc.が侵害していると主張した。

AvanStrateの前身は日本板硝子（NSG）とHOYAが50%ずつ出資して設立した合弁会社NHテクノグラス（NHT）であり、1991年に日本で設立されている。2000年に台湾に台湾板保科技玻璃股份有限公司（Taiwan NH Techno Glass Corporation）を、シンガポールに現地法人をそれぞれ設立し、2002年には韓国に現地法人を設立し、2008年に社名をAvanStrateに変更している。2010年に同社の持ち株率はカーライルグループ（訳注：2008年に資本参加）が53%、HOYAが47%となった。

AvanStrateは次のように述べている。同社はガラス基板の技術分野において豊富な経験を積み重ねており、また強力な研究開発力を備えているため、コーニングが提起した本件訴訟に対して最初から勝訴することを確認していた。またクライアントがこの期間に継続的に信頼を寄せたことに感謝している。今後は精進し続け、核心技術の研究開発に力を入れて、台湾を含む世界の液晶基板メーカーが必要とするガラス基板を提供するとともに、台湾液晶産業に貢献し、日本本社による台湾投資の約束を実現することを目指していく。

【2021年12月23日/経済日報/A12面】

II 判決内容の要約

知的財産及び商事裁判所民事判決

【裁判番号】108年度民專訴字第97号

【裁判期日】2021年11月26日

【裁判事由】専利権侵害排除(差止)請求

原告 米コーニング社（Corning Inc.）

被告 安瀚視特股份有限公司（AvanStrate Taiwan Inc.）

上記当事者間の専利権侵害排除（差止）請求事件について、本裁判所は2021年10月19日に口頭弁論を終結し、次の通り判決する。

主文

- 一、原告の訴えを棄却し、仮執行宣言申立てを却下する。
- 二、訴訟費用は原告の負担とする。

一 事実要約

原告は以下のように主張している。原告は係争特許（訳注：係争特許1と係争特許2を指す）の特許権者であり、訴外人の日本企業AvanStrate Inc.（以

下「ASI 公司」と「第三次修正の基板実施許諾契約」（以下「係争契約」）を結び、原告は係争契約で定めるところに同意し、その中には係争特許の「コーニング特許」について ASI 公司及び係争契約で定義する子会社に実施を許諾することが含まれる。ただし、ASI 会社が原告の退職社員を雇用して、係争特許第 10D 条規定に違反したため、原告は 2019 年 5 月 6 日に ASI 公司及びその子会社に対する許諾及び係争契約におけるその他の権利を停止しており、ASI 公司及びその子会社には係争特許を実施する権利はない。被告は ASI 会社が株式を 100% 保有する子会社であり、それがガラス基板を製造する装置と方法（以下「係争装置」、「係争方法」という）は係争特許を使用し、権利侵害の事実がある。

二 両方当事者の請求内容

原告の声明：専利法第 96 条第 1 乃至 3 項、第 97 条の規定により、侵害の排除（差止）及び防止、並びに声明に示す損害賠償を請求する。

被告の答弁声明：原告の訴えを棄却し、仮執行宣言申立てを却下する。不利な判決を受けたときは、被告は担保金を供託するので仮執行免脱宣言を申し立てる。

三 本件の争点

一、特許請求の範囲における用語の解釈：

- (一) 係争特許 1 請求項 1 の「W」、「L」、「Vsheet」、「前記ガラス板（シート片）を移動中のシートから分離するとき」、「前記ガラス板係合装置（保持装置）を前記トランスポートに対して相対的に移動させる」はいかに解釈すべきか。
- (二) 係争特許 1 請求項 11 の「W」、「L」、「Vsheet」、「分離した前記ガラス板を前記移動中のシートに対して相対的に移動させる」をいかに解釈すべきか。
- (三) 係争特許 2 請求項 1 の「該中立軸線又は『表面』より下方に前記部分を位置決めする」をいかに解釈すべきか。

二、特許権侵害の部分：

- (一) 被告が使用する係争装置は、係争特許 1 請求項 1 乃至 5、10 の文言又は均等の範囲に含まれるのか。
- (二) 被告が使用する係争方法は、係争特許 1 請求項 11 乃至 19 の文言又は均等の範囲に含まれるのか。
- (三) 係争方法は係争特許 2 請求項 1、3、5、6 の文言又は均等の範囲に含まれるのか。

三、特許有効性の部分：

- (一) 係争特許 1 の有効性に関する争点を付表一に示すように整理した。
- (二) 係争特許 2 の有効性に関する争点を付表二に示すように整理した。

四、原告が専利法第 96 条第 1 項、第 3 項規定に基づいて被告に侵害の排除（差止）を請求することには、理由があるのか。

五、原告が専利法第 96 条第 2 項、第 97 条規定に基づいて、被告に損害賠償を請求することには、理由があるのか。理由があるのなら、金額はいくらが妥当か。

四 判決理由の要約

一、係争特許 1

係争特許 1 は請求項が計 19 項あり、そのうち請求項 1、11、15 は独立項、請求項 2 乃至 10、11 乃至 14、16 乃至 19 はいずれも従属項である。原告は係争装置、係争方法が係争特許 1 請求項 1 乃至 5 及び 10 乃至 19 を侵害していると主張している。

二、係争特許 2

係争特許 2 は請求項が計 9 項あり、そのうち請求項 1 は独立項、請求項 2 乃至 9 はいずれも従属項である。原告は係争方法が係争特許 2 請求項 1、3、5、6 を侵害していると主張している。

三、係争装置と係争方法の技術は付表三に示されるように描述されている。

四、有効性の証拠

AAPA は係争特許 1 の明細書に記載されている従来の技術であり、被告証拠 1 乃至 4、6、7、13、19 の公告日は係争特許 1 の優先日(2000 年 8 月 31 日)より早く、係争特許 1 の先行技術となる。被告証拠 8、9 の公告日は係争特許 2 の優先日(2002 年 4 月 12 日)より早く、係争特許 2 の先行技術となる。

五、技術上の争点の分析

(一) 特許請求の範囲の解釈

1. 係争特許 1 請求項 1 の「W」、「L」、「Vsheet」、「前記ガラス板(シート片)を移動中のシートから分離するとき」、「前記ガラス板係合装置(保持装置)を前記トランスポータに対して相対的に移動し」の解釈
 - (1) 用語「W」は「前記ガラス板及びシートの幅」と解釈すべきである、
 - (2) 用語「L」は「分離時の前記ガラス板の長さ」と解釈すべきである、
 - (3) 用語「Vsheet」は「シートの移動のベクトル」と解釈すべきである、
 - (4) 用語「ガラス板を移動中のシートから分離するとき」は「ガラス板を移動中のシートから分離し、ガラス板とシートが接触しなくなる前の時間」と解釈すべきである、
 - (5) 用語「前記ガラス板係合装置を前記トランスポータに対して相対的に移動させる」の文言は明確であり、解釈の必要はない。
2. 係争特許 1 請求項 11 の「W」、「L」、「Vsheet」、「分離した前記ガラス板を前記移動中のシートに対して相対的に移動させる」の解釈
 - (1) 係争特許 1 請求項 11 の用語「W」、「L」、「Vsheet」について、各文言の解釈は、係争特許 1 請求項 1 の用語「W」、「L」、「Vsheet」の解釈の通りである。

- (2) 用語「分離した前記ガラス板を前記移動中のシートに対して相対的に移動させる」の文言は明確であり、解釈の必要はない。
3. 係争特許 2 請求項 1 の用語「該中立軸線又は『平面』より下方に前記部分を位置決めする」は「該中立軸線又は『中立平面』より下方に前記部分を位置決めする」と解釈すべきである。

- (二) 係争方法は係争特許 2 請求項 1、3、5、6 の特許権の範囲に入らない：
1. 被告は係争方法が「前記両端領域の部分に、互いに反対方向の軸方向の力を印加する」ものであることを自ら認めており、原告は係争方法が「前記両端領域の部分に、大きさが同一でかつ互いに反対方向の軸方向の力を印加する」ことを有するといういかなる試験データの証拠も提出しておらず、「大きさが同一でかつ互いに反対方向の軸方向の力を印加する被告の成形設備における両端領域の部分」を有すると空言しているにすぎないため、原告の説明から係争方法がいかに両端領域の部分に「大きさが同一で」かつ互いに反対方向の軸方向の力を印加するかの具体的な実施方法を知り得ない。原告は係争方法と係争特許 2 請求項 1 の要件 1C の技術的特徴が同じであるかについて、挙証による証明をしていない。
 2. 成形設備の垂れ下がり度合を軽減する方法には多くの種類があり得る。原告は「成形設備の中間領域の垂れ下がり度を軽減する目的とシミュレーションの結果に基づき、被告は成形設備の力を印加する場所に印加する力は、重力による垂れ下がりに抗する方向の曲げモーメントを発生させて、垂れ下がり度を軽減する。…融合パイプの高さ方向のたわみ量を低減する目的で、被告は中立軸線又は中立平面を識別する必要がある」とだけ説明し、原告の説明から、係争方法がいかに融合パイプの中立平面又は中立軸線を識別するかの具体的な実施方法を知り得ない。原告は係争方法と係争特許 2 請求項 1 の要件 1D の技術的特徴が同じであるかについて、挙証による証明をしていない。
 3. 係争方法と係争特許 2 請求項 1 要件 1A 乃至 1B との対比結果が同一であるが、係争方法と係争特許 2 請求項 1 要件 1C 乃至 1D との対比結果が異なり、権利一体の原則に基づき、係争方法は係争特許 2 請求項 1 の文言の範囲に入っていない。
 4. 係争方法と係争特許 2 請求項 1 の要件 1C、1D との均等分析：
 - (1) 技術手段についてみると、係争方法は「異なる設計パラメーターを調整し続けることで、両端領域の部分に、互いに反対方向の軸方向の力を印加する」ものであり、係争特許 2 請求項 1 要件 1C、1D は「前記融合パイプに関する中立軸線または中立平面を特定し、かつ印加位置を該中立軸線または中立平面より下方に位置決めし、該両端領域の部分に、大きさが同一でかつ互いに反対方向の軸方向の力を印加する」ものであり、両者は実質上異なる。
 - (2) 機能についてみると、係争方法は「〇〇をシミュレーションして、さらに〇〇を選択する」ものであり、係争特許 2 請求項 1 要件 1C、1D は「軸方向の力を融合パイプの中間領域に曲げモーメントを発生

させて、同領域の重力による垂れ下がり打ち消す」ものであり、両者は実質上異なる。

- (3) 結果についてみると、係争方法は「融合パイプの垂れ下がり度合を軽減する」ことであり、係争特許 2 請求項 1 要件 1C、1D は「融合パイプの垂れ下がり度合を軽減する」ことであり、両者は実質上同一である。
 - (4) 以上のことから、係争方法と係争特許 2 請求項 1 要件 1C、1D との技術手段及び機能は実質上異なり、係争方法と係争特許 2 請求項 1 要件 1C、1D の結果が実質上同一であるため、係争方法は係争特許 2 請求項 1 の均等の範囲に入らず、よって係争方法は係争特許 2 請求項 1 の特許権の範囲に入らない。
5. 係争特許 2 請求項 3、5、6 は請求項 1 の従属項であることから、請求項 1 のすべての技術的特徴を含むはずであり、係争方法は請求項 1 の特許権の範囲に入らないことは前述した通りであるため、係争方法は係争特許 2 請求項 3、5、6 の特許権の範囲にも入らない。

(三) 係争特許 1 の有効性に係る争点分析：

1. 「被告証拠 13+被告証拠 19+被告証拠 1」の組合せ、「被告証拠 13+被告証拠 19+被告証拠 1+AAPA」の組合せは係争特許 1 請求項 1 が進歩性を有しないことを証明できる：

(1) 係争特許 1 請求項 1 と被告証拠 13 との技術的特徴の対比

被告証拠 13 には、係争特許 1 請求項 1 の「(b) 前記ガラス板係合装置(保持装置)を移動中の前記シートと係合させ且つ前記ガラス板係合装置を前記分離線と実質的に一致する軸線を中心にして回転させ、この回転により前記ガラス板(シート片)をシートから分離させるトランスポータと、(c) 前記ガラス板係合装置と前記トランスポータを連結し、前記ガラス板を移動中のシートから分離するとき前記ガラス板係合装置を前記トランスポータに対し相対的に移動させるコネクタ装置」という技術的特徴だけが開示されていない。

(2) 係争特許 1 請求項 1 の(b)と被告証拠 19 との技術的特徴の対比

被告証拠 19 には、係争特許 1 請求項 1 「(b)……装置を前記分離線と実質的に一致する軸線を中心にして回転させる」という技術的特徴が開示されている。

(3) 係争特許 1 請求項 1 の(c)と被告証拠 1 の技術的特徴との対比

① 被告証拠 1 のシリンダー15、吸盤 11、モーター13 及びスタンド 6、ガラス板、ガラスリボンの構造は、係争特許 1 のコネクタ装置、ガラス板係合装置、トランスポータ、ガラス板、シートに相当する。かつ被告証拠 1 のシリンダー15 が吸盤 11、モーター13 及びスタンド 6 に接続され、断裂したガラス板をガラスリボンから分離するとき、すぐに吸盤 11 をモーター13 及びスタンド 6 に対して相対的に移動させて、分離後にガラス板とガラスリボンが互いに接触しないようにしており、係争特許 1 請求項 1 「(c)前記ガラス板係合装置と前記トランスポータを連結し、前記ガラス板を移動中のシートから分離するとき前記ガラス板係合装置を前記トランスポータに対し相対的に移動させ

て前記ガラス板の分離後に前記ガラス板と前記シートが互いに接触することを妨げるコネクタ装置」という技術的特徴に相当する。

②係争特許1の明細書に記載された効果は「ガラス板11とシート13は一旦分離されると互いに接触しない。分離されたガラス板に発生する表面傷と端縁損傷を減少させる」ことであり、被告証拠19の明細書第3欄25乃至30行目には「スムーズに切断できるよう確保し、ガラス板の望ましくない破裂のリスクを取り除く」と記載されており、係争特許1と同じ効果を達成できるため、係争特許1は予期せぬ効果をもたらさない。

- (4) 被告証拠1、13、19はいずれもガラス製作という技術分野の関連性を有し、いずれもガラス板を分離することができ、機能と作用の共通性を有しており、且つ被告証拠1、13、19の教示によって、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者は被告証拠1、13、19に開示されている技術内容と使用上の必要性から簡単に修飾、変更して、容易に係争特許1請求項1をなし得て、しかも予期せぬ効果をもたらしていないため、「被告証拠13+被告証拠19+被告証拠1」の組合せ、「被告証拠13+被告証拠19+被告証拠1+AAPA」の組合せは係争特許1請求項1が進歩性を有しないことを証明できる。
2. 「被告証拠13+被告証拠19+被告証拠1」の組合せ、「被告証拠13+被告証拠19+被告証拠1+AAPA」の組合せは係争特許1請求項2が進歩性を有しないことを証明できる：
- (1) 係争特許1請求項2は請求項1に従属し、「前記ガラス板係合置が複数個の真空吸引カップを有する」という技術的特徴で特定されるとともに、請求項1の全ての技術的特徴を含む。また「被告証拠13+被告証拠19+被告証拠1」の組合せ、「被告証拠13+被告証拠19+被告証拠1+AAPA」の組合せは係争特許1請求項1が進歩性を有しないことを証明できることは、前述した通りである。
- (2) 被告証拠1の吸盤11は真空状態とすることができ、係争特許1請求項2の「前記ガラス板係合置が複数個の真空吸引カップを有する」という技術的特徴に相当するため、「被告証拠13+被告証拠19+被告証拠1」の組合せ、「被告証拠13+被告証拠19+被告証拠1+AAPA」の組合せは係争特許1請求項2が進歩性を有しないことを証明できる。
3. 「被告証拠13+被告証拠19+被告証拠1」の組合せ、「被告証拠13+被告証拠19+被告証拠1+AAPA」の組合せは係争特許1請求項3が進歩性を有しないことを証明できる：
- (1) 係争特許1請求項3は請求項1に従属し、「前記トランスポートが工業ロボットを含む」という技術的特徴で特定されるとともに、請求項1の全ての技術的特徴を含む。また「被告証拠13+被告証拠19+被告証拠1」の組合せ、「被告証拠13+被告証拠19+被告証拠1+AAPA」の組合せは係争特許1請求項1が進歩性を有しないことを証明できることは、前述した通りである。

- (2) 被告証拠 1 のスタンド 6、スクリー軸 12 及びモーター 13 の部材で構成される工業用ロボットであり、係争特許 1 請求項 3 の「前記トランスポータが工業ロボットを含む」という技術的特徴に相当するため、「被告証拠 13+被告証拠 19+被告証拠 1」の組合せ、「被告証拠 13+被告証拠 19+被告証拠 1+AAPA」の組合せは係争特許 1 請求項 3 が進歩性を有しないことを証明できる。
4. 「被告証拠 13+被告証拠 19+被告証拠 1」の組合せ、「被告証拠 13+被告証拠 19+被告証拠 1+AAPA」の組合せは係争特許 1 請求項 4 が進歩性を有しないことを証明できる：
- (1) 係争特許 1 請求項 4 は請求項 1 に従属し、「ガラス片が分離することで、前記ガラス板係合装置が重力により前記トランスポータに対し相対的に移動する」という技術的特徴で特定されているとともに、請求項 1 の全ての技術的特徴を含む。また「被告証拠 13+被告証拠 19+被告証拠 1」の組合せ、「被告証拠 13+被告証拠 19+被告証拠 1+AAPA」の組合せは係争特許 1 請求項 1 が進歩性を有しないことを証明できることは、前述した通りである。
- (2) 被告証拠 13 には「切断した板の重量を利用して、それを移動して切断点から引き離し、バネ制御ストッパーに落とす」ことが開示されており、係争特許 1 請求項 4 の「ガラス片が分離することで、前記ガラス板係合装置が重力により前記トランスポータに対し相対的に移動する」という技術的特徴に相当するため、「被告証拠 13+被告証拠 19+被告証拠 1」の組合せ、「被告証拠 13+被告証拠 19+被告証拠 1+AAPA」の組合せは係争特許 1 請求項 4 が進歩性を有しないことを証明できる
5. 「被告証拠 13+被告証拠 19+被告証拠 1」の組合せ、「被告証拠 13+被告証拠 19+被告証拠 1+AAPA」の組合せは係争特許 1 請求項 5 が進歩性を有しないことを証明できる：
- (1) 係争特許 1 請求項 5 は請求項 1、4 に従属し、「Vsheet が垂直である」という技術的特徴で特定されているとともに、請求項 1、4 の全ての技術的特徴を含む。また「被告証拠 13+被告証拠 19+被告証拠 1」の組合せ、「被告証拠 13+被告証拠 19+被告証拠 1+AAPA」の組合せは係争特許 1 請求項 1、4 が進歩性を有しないことを証明できることは、前述した通りである。
- (2) 被告証拠 1 には「取出装置であって、…それは上昇し続けるガラスリボンの側面に設置され」と開示されており、係争特許 1 請求項 5 「Vsheet が垂直である」という技術的特徴に相当する。
- (3) 被告証拠 13 には「ガラス板を…平板ガラスストリップから分離するのに用いる装置」が開示されており、その中の下向きに引っ張られる平板ガラスストリップが、係争特許 1 請求項 5 の「Vsheet が垂直である」という技術的特徴に相当するため、「被告証拠 13+被告証拠 19+被告証拠 1」の組合せ、「被告証拠 13+被告証拠 19+被告証拠 1+AAPA」の組合せは係争特許 1 請求項 5 が進歩性を有しないことを証明できる。

6. 「被告証拠 13+被告証拠 19+被告証拠 1」の組合せ、「被告証拠 13+被告証拠 19+被告証拠 1+AAPA」の組合せは係争特許 1 請求項 10 が進歩性を有しないことを証明できる：

- (1) 係争特許 1 請求項 10 は請求項 1 に従属し、「前記脆性材料がガラスである」という技術的特徴で特定されているとともに、請求項 1 の全ての技術的特徴を含む。また「被告証拠 13+被告証拠 19+被告証拠 1」の組合せ、「被告証拠 13+被告証拠 19+被告証拠 1+AAPA」の組合せは係争特許 1 請求項 1 が進歩性を有しないことを証明できることは、前述した通りである。
- (2) 被告証拠 1 には「取出装置であって、…それは上昇し続けるガラスリボンの側面に設置され」と開示されており、係争特許 1 請求項 10 の「前記脆性材料がガラスである」という技術的特徴に相当する。
- (3) 被告証拠 13 には「ガラス板を…平板ガラスストリップから分離するのに用いる装置」と開示されており、その中の平板ガラスストリップは、係争特許 1 請求項 10 の「前記脆性材料がガラスである」という技術的特徴に相当するため、「被告証拠 13+被告証拠 19+被告証拠 1」の組合せ、「被告証拠 13+被告証拠 19+被告証拠 1+AAPA」の組合せは係争特許 1 請求項 10 が進歩性を有しないことを証明できる。

7. 「被告証拠 13+被告証拠 19」の組合せ、「被告証拠 13+被告証拠 19+被告証拠 1」の組合せ、「被告証拠 13+被告証拠 19+AAPA」の組合せは係争特許 1 請求項 11 が進歩性を有しないことを証明できる：

- (1) 係争特許 1 請求項 11 と係争特許 1 請求項 1 とは実質的な内容がほぼ同じであり、その違いは「(c)重力を動力として使用し、分離した前記ガラス板を前記移動中のシートに相対的に移動させ、分離後に前記ガラス板と前記シートを互いに接触させないようにする」という技術的特徴にある。係争特許 1 請求項 11 と係争特許 1 請求項 1 の同じ箇所について係争特許 1 請求項 1 と被告証拠 13、19 との対比理由は前述した通りであり、異なる特徴の対比理由を以下に詳述する。
- (2) 係争特許 1 請求項 11 の(c)と被告証拠 13 との技術的特徴の対比：
被告証拠 13 のガラスストリップ 3、ガラス板 25 の構造は係争特許 1 のシート、ガラス板の構造に相当する。かつ被告証拠 13 の重力を動力として使用し、分離したガラス板を移動中のガラスストリップ 3 に対して相対的に移動させ、分離後に前記ガラス板 25 と前記ガラスストリップ 3 を互いに接触させないようにすることは、係争特許 1 請求項 11 の「(c)重力を動力として使用し、分離した前記ガラス板を前記移動中のシートに相対的に移動させ、分離後に前記ガラス板と前記シートを互いに接触させないようにする」という技術的特徴に相当する。
- (3) 被告証拠 13、19 はいずれもガラス製作という技術分野の関連性を有し、いずれもガラス板を分離するという機能と作用の共通性を有しており、且つ被告証拠 13、19 の教示によって、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者は被告証拠 13、19 に開示されている技術内容と使用上の必要性から簡単に修飾、変更して、容易

に係争特許 1 請求項 11 をなし得て、しかも予期せぬ効果をもたらしていないため、「被告証拠 13+被告証拠 19」の組合せは係争特許 1 請求項 11 が進歩性を有しないことを証明できる。よって「被告証拠 13+被告証拠 19+被告証拠 1」の組合せ、「被告証拠 13+被告証拠 19+AAPA」の組合せはいずれも係争特許 1 請求項 11 が進歩性を有しないことを証明できる。

8. 「被告証拠 13+被告証拠 19」の組合せ、「被告証拠 13+被告証拠 19+被告証拠 1」の組合せ、「被告証拠 13+被告証拠 19+AAPA」の組合せは係争特許 1 請求項 12 が進歩性を有しないことを証明できる：

- (1) 係争特許 1 請求項 12 は請求項 11 に従属し、「Vsheet が垂直である」という技術的特徴で特定されているとともに、請求項 11 の全ての技術的特徴を含む。また「被告証拠 13+被告証拠 19」の組合せ、「被告証拠 13+被告証拠 19+被告証拠 1」の組合せ、「被告証拠 13+被告証拠 19+AAPA」の組合せは係争特許 1 請求項 11 が進歩性を有しないことを証明できることは、前述した通りである。
- (2) 被告証拠 1 には「取出装置であって、…それは上昇し続けるガラスリボンの側面に設置され」と開示されており、その中の上昇し続けるガラスリボンは係争特許 1 請求項 12 の「Vsheet が垂直である」という技術的特徴に相当する。
- (3) 被告証拠 13 には「ガラス板を…平板ガラスストリップから分離するのに用いる装置」が開示されており、その中の下向きに引っ張られる平板ガラスストリップが、係争特許 1 請求項 12 の「Vsheet が垂直である」という技術的特徴に相当するため、被告証拠 13+被告証拠 19」の組合せ、被告証拠 13+被告証拠 19+被告証拠 1」の組合せ、「被告証拠 13+被告証拠 19+ AAPA」の組合せは係争特許 1 請求項 12 が進歩性を有しないことを証明できる。

9. 「被告証拠 13+被告証拠 19」の組合せ、「被告証拠 13+被告証拠 19+被告証拠 1」の組合せ、「被告証拠 13+被告証拠 19+AAPA」の組合せは係争特許 1 請求項 13 が進歩性を有しないことを証明できる：

- (1) 係争特許 1 請求項 13 は請求項 11 に従属し、「脱着自在の係合が真空係合である」という技術的特徴で特定されているとともに、請求項 11 の全ての技術的特徴を含む。また「被告証拠 13+被告証拠 19」の組合せ、「被告証拠 13+被告証拠 19+被告証拠 1」の組合せ、「被告証拠 13+被告証拠 19+AAPA」の組合せは係争特許 1 請求項 11 が進歩性を有しないことを証明できることは、前述した通りである
- (2) 被告証拠 1 の吸盤 11 は解放自在の係合が真空係合であり、係争特許 1 請求項 13 の「脱着自在の係合が真空係合である」という技術的特徴に相当するため、「被告証拠 13+被告証拠 19」の組合せ、「被告証拠 13+被告証拠 19+被告証拠 1」の組合せ、「被告証拠 13+被告証拠 19+ AAPA」の組合せは係争特許 1 請求項 13 が進歩性を有しないことを証明できる。

10. 「被告証拠 13+被告証拠 19」の組合せ、「被告証拠 13+被告証拠 19+被告証拠 1」の組合せ、「被告証拠 13+被告証拠 19+AAPA」の組合せは係争特許 1 請求項 14 が進歩性を有しないことを証明できる：
- (1) 係争特許 1 請求項 14 は請求項 11 に従属し、「前記脆性材料がガラスである」という技術的特徴で特定されているとともに、請求項 11 の全ての技術的特徴を含む。また「被告証拠 13+被告証拠 19」の組合せ、「被告証拠 13+被告証拠 19+被告証拠 1」の組合せ、「被告証拠 13+被告証拠 19+AAPA」の組合せは係争特許 1 請求項 11 が進歩性を有しないことを証明できることは、前述した通りである。
 - (2) 被告証拠 1 には「取出装置であって、…それは上昇し続けるガラスリボンの側面に設置され」と開示されており、係争特許 1 請求項 14 の「前記脆性材料がガラスである」という技術的特徴に相当する。
 - (3) 被告証拠 13 には「ガラス板を…平板ガラスストリップから分離するのに用いる装置」と開示されており、その中の平板ガラスストリップは、係争特許 1 請求項 14 の「前記脆性材料がガラスである」という技術的特徴に相当するため、被告証拠 13+被告証拠 19」の組合せ、「被告証拠 13+被告証拠 19+被告証拠 1」の組合せ、「被告証拠 13+被告証拠 19+ AAPA」の組合せは係争特許 1 請求項 14 が進歩性を有しないことを証明できる。
11. 「被告証拠 13+被告証拠 19」の組合せ、「被告証拠 13+被告証拠 19+被告証拠 1」の組合せ、「被告証拠 13+被告証拠 19+AAPA」の組合せは係争特許 1 請求項 15 が進歩性を有しないことを証明できる：
- (1) 係争特許 1 請求項 15 と係争特許 1 請求項 11 とは実質的な内容がほぼ同じであり、その違いは「(c) 分離後に前記ガラス板と前記シートが接触しないようにするため、分離した前記ガラス板を前記移動中のシートに対し該シートから離れるように相対的に移動させ、前記移動に水圧力、機械的スプリング力、空気圧力、真空圧の中の少なくとも一つを動力として使用する」という技術的特徴にある。係争特許 1 請求項 15 と係争特許 1 請求項 11 の同じ箇所について係争特許 1 請求項 11 と被告証拠 13、19 との対比理由は前述した通りであり、異なる特徴の対比理由を以下に詳述する。
 - (2) 係争特許 1 請求項 15 の(c)と被告証拠 13 との技術的特徴の対比：
被告証拠 13 のガラスストリップ 3、ガラス板 25 の構造は係争特許 1 のシート、ガラス板の構造に相当する。かつ被告証拠 13 のガラスストリップ 3 の重力を動力として使用し、分離したガラス板を移動中のガラスストリップ 3 に対して相対的に移動させ、分離後にガラス板 25 とガラスストリップ 3 を互いに接触させないようにすることは、係争特許 1 請求項 15 の「(c) 分離後に前記ガラス板と前記シートが接触しないようにするため、分離した前記ガラス板を前記移動中のシートに対し前記シートから離れるようにに相対的に移動させ、該移動に水圧力、機械的スプリング力、空気圧力、真空圧の中の少なくとも一つを動力として使用する」という技術的特徴に相当する。

(3) 被告証拠 13 と 19 とは組み合わせる動機付けがあることは前述した通りであり、しかも被告証拠 13、19 の教示によって、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者は被告証拠 13、19 に開示されている技術内容と使用上の必要性から簡単に修飾、変更して、容易に係争特許 1 請求項 15 をなし得て、しかも予期せぬ効果をもたらしていないため、「被告証拠 13+被告証拠 19」の組合せは係争特許 1 請求項 15 が進歩性を有しないことを証明できる。よって「被告証拠 13+被告証拠 19+被告証拠 1」の組合せ、「被告証拠 13+被告証拠 19+AAPA」の組合せはいずれも係争特許 1 請求項 15 が進歩性を有しないことを証明できる。

12. 「被告証拠 13+被告証拠 19」の組合せ、「被告証拠 13+被告証拠 19+被告証拠 1」の組合せ、「被告証拠 13+被告証拠 19+AAPA」の組合せは係争特許 1 請求項 16 が進歩性を有しないことを証明できる：

(1) 係争特許 1 請求項 16 は請求項 15 に従属し、「動力の一部分が重力による」という技術的特徴で特定されているとともに、請求項 15 の全ての技術的特徴を含む。また「被告証拠 13+被告証拠 19」の組合せ、「被告証拠 13+被告証拠 19+被告証拠 1」の組合せ、「被告証拠 13+被告証拠 19+AAPA」の組合せは係争特許 1 請求項 15 進歩性を有しないことを証明できることは、前述した通りである。

(2) 被告証拠 13 の「前記ガラス板 25 はそれ自身の重みで前記ガラスストリップ 3 から離れるように移動する」と開示されており、係争特許 1 請求項 16 の「動力の一部分が重力による」という技術的特徴に相当するため、「被告証拠 13+被告証拠 19」の組合せ、「被告証拠 13+被告証拠 19+被告証拠 1」の組合せ、「被告証拠 13+被告証拠 19+AAPA」の組合せは係争特許 1 請求項 16 が進歩性を有しないことを証明できる。

13. 「被告証拠 13+被告証拠 19」の組合せ、「被告証拠 13+被告証拠 19+被告証拠 1」の組合せ、「被告証拠 13+被告証拠 19+AAPA」の組合せは係争特許 1 請求項 17 が進歩性を有しないことを証明できる：

(1) 係争特許 1 請求項 17 は請求項 15 に従属し、「Vsheet が垂直である」という技術的特徴で特定されているとともに、請求項 15 の全ての技術的特徴を含む。また「被告証拠 13+被告証拠 19」の組合せ、「被告証拠 13+被告証拠 19+被告証拠 1」の組合せ、「被告証拠 13+被告証拠 19+AAPA」の組合せは係争特許 1 請求項 15 が進歩性を有しないことを証明できることは、前述した通りである。

(2) 被告証拠 1 には「取出装置であって、…それは上昇し続けるガラスリボンの側面に設置され」と開示されており、その中の上昇し続けるガラスリボンは係争特許 1 請求項 17 の「Vsheet が垂直である」という技術的特徴に相当する。

(3) 被告証拠 13 には「ガラス板を…平板ガラスストリップから分離するのに用いる装置」が開示されており、その中の下向きに引っ張られる平板ガラスストリップが、係争特許 1 請求項 17 の「Vsheet が垂直である」という技術的特徴に相当するため、被告証拠 13+被告証拠

19」の組合せ、「被告証拠 13+被告証拠 19+被告証拠 1」の組合せ、「被告証拠 13+被告証拠 19+ AAPA」の組合せは係争特許 1 請求項 17 が進歩性を有しないことを証明できる。

14. 「被告証拠 13+被告証拠 19」の組合せ、「被告証拠 13+被告証拠 19+被告証拠 1」の組合せ、「被告証拠 13+被告証拠 19+AAPA」の組合せは係争特許 1 請求項 18 が進歩性を有しないことを証明できる：

- (1) 係争特許 1 請求項 18 は請求項 15 に従属し、「脱着自在の係合が真空係合である」という技術的特徴で特定されているとともに、請求項 15 の全ての技術的特徴を含む。また「被告証拠 13+被告証拠 19」の組合せ、「被告証拠 13+被告証拠 19+被告証拠 1」の組合せ、「被告証拠 13+被告証拠 19+AAPA」の組合せは係争特許 1 請求項 15 が進歩性を有しないことを証明できることは、前述した通りである
- (2) 被告証拠 1 の吸盤 11 は解放自在の係合が真空係合であり、係争特許 1 請求項 18 の「脱着自在の係合が真空係合である」という技術的特徴に相当するため、「被告証拠 13+被告証拠 19」の組合せ、「被告証拠 13+被告証拠 19+被告証拠 1」の組合せ、「被告証拠 13+被告証拠 19+ AAPA」の組合せは係争特許 1 請求項 18 が進歩性を有しないことを証明できる。

15. 「被告証拠 13+被告証拠 19」の組合せ、「被告証拠 13+被告証拠 19+被告証拠 1」の組合せ、「被告証拠 13+被告証拠 19+AAPA」の組合せは係争特許 1 請求項 19 が進歩性を有しないことを証明できる：

- (1) 係争特許 1 請求項 19 は請求項 15 に従属し、「前記脆性材料がガラスである」という技術的特徴で特定されているとともに、請求項 15 の全ての技術的特徴を含む。また「被告証拠 13+被告証拠 19」の組合せ、「被告証拠 13+被告証拠 19+被告証拠 1」の組合せ、「被告証拠 13+被告証拠 19+AAPA」の組合せは係争特許 1 請求項 15 が進歩性を有しないことを証明できることは、前述した通りである。
- (2) 被告証拠 1 には「取出装置であって、…それは上昇し続けるガラスリボンの側面に設置され」と開示されており、係争特許 1 請求項 19 の「前記脆性材料がガラスである」という技術的特徴に相当する。
- (3) 被告証拠 13 には「ガラス板を…平板ガラスストリップから分離するのに用いる装置」と開示されており、その中の平板ガラスストリップは、係争特許 1 請求項 19 の「前記脆性材料がガラスである」という技術的特徴に相当するため、被告証拠 13+被告証拠 19」の組合せ、「被告証拠 13+被告証拠 19+被告証拠 1」の組合せ、「被告証拠 13+被告証拠 19+ AAPA」の組合せは係争特許 1 請求項 19 が進歩性を有しないことを証明できる。

六、以上の次第で、前記技術上の争点の分析(二)に示す通り、係争方法は係争特許 2 請求項 1、3、5、6 の特許権の範囲に入らず、被告が係争特許 2 を侵害している等の原告の主張は採用できない。また係争特許 1 請求項 1 乃至 5、10 乃至 19 には取り消すべき理由があり、知的財産事件審理法第 16 条第 2 項規定により、原告は本件民事訴訟において係争特許 1 を以って権利を主張しては

ならない。したがって、原告が訴状の声明で述べているような専利法第 96 条第 1 乃至 3 項、第 97 条の規定に基づく請求には理由がなく、棄却すべきである。また原告の請求がすでに棄却されたことで、仮執行宣言申立ては依拠を失ったため却下する

2021 年 11 月 26 日
知的財産裁判所第三法廷
裁判官 陳端宜

TIPLO
Attorneys-at-Law

TIPLO 台灣國際專利法律事務所
Attorneys-at-Law Taiwan International Patent & Law Office

事務所:

台灣10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供 : TIPLO Attorneys-at-Law 台灣國際專利法律事務所

© 2022 TIPLO, All Rights Reserved.